

公益社団法人秦野市シルバー人材センター顧問、相談役及び  
び参与の委嘱に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター定款  
第31条の規定に基づき、公益社団法人秦野市シルバー人材センタ  
ーの顧問、相談役及び参与（以下、「顧問等」という。）の委嘱につ  
いて必要な事項を定めるものとする。

(選任基準)

第2条 顧問等の選任基準については次のとおりとし、理事会の議決  
を経て理事長が委嘱する。

- (1) 顧 問 理事長として就任していた者
- (2) 相 談 役 副理事長または常務理事として就任していた者
- (3) 参 与 理事として就任していた者

(任 期)

第3条 顧問等の任期は、定款第26条を準用する。

(業 務)

第4条 顧問等は、センター運営上の重要な事項について、必要に応  
じて理事長からの諮問を受ける。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年5月15日から施行する。
- 2 平成20年5月15日に選任された顧問等の任期は、第3条の規  
定にかかわらず平成22年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月12日議案第15号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日議案第12号）

この規程は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1  
日から適用する。

附 則（平成26年10月24日議案第15号）

この規程は、平成26年10月24日から施行する。

